

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	；社会福祉法人 恵愛会
所在地	；茨城県つくば市北条 1161
電話番号	；029-867-1161
代表者名	；理事長 宮本 浩
事業所名	；筑波地域包括支援センター
所在地	；茨城県つくば市北条 1184-1
電話番号	；029-828-5806
管理者名	；松原 恵子
作成日	；2023 年 4 月 1 日
改訂日	；2024 年 4 月 1 日

目次

事業継続計画（BCP）作成の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
BCP の発動基準、発動者、対応拠点	
1 総論・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 計画目標	
(2) 計画の基本方針	
2 リスクの把握	
(1) ハザードマップなどの確認	
(2) 被災想定・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 優先業務・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) 発生直後	
(2) 支援・介護業務の継続の優先	
4 職員研修と訓練、BCP 検証・見直し・・・・・・・・	5
(1) 職員への教育と訓練	
(2) BCP 検証・見直し	
5 平常時からの備え	
(1) 平常時から災害対策に向けての取り組み	
(2) 建物や事務所の安全確保	
(3) ライフライン停止時の対策の検討・・・・・・・・	6
(4) 地域への移動手段・・・・・・・・	7
(5) その他の必要品の確保	
6 職員間・関係機関との連携体制の確立	
(1) 利用者や家族との連絡体制	
(2) 職員間や関係する団体・機関との連絡体制	
(3) 市包括支援課との連絡体制	
(4) 職員の行動基準・・・・・・・・	8
7 発災時期における対応（災害発生直後からの対応）・・	9
8 その他	
9 被災状況報告書・・・・・・・・	10

添付書類

- ・わが家の防災チェックBOOK
- ・つくば市総合防災ガイド・マップ

事業継続計画（BCP）作成の目的

- 1 災害発生時における利用者の安全を守るとともに、職員の安全を最優先に考えていく。被災した利用者の生活を守るために、まずは職員の家族を含めた安全対策を行う。
- 2 災害発生後も、途切れることなくサービスを安定的に提供できる仕組みを構築していく。災害時であっても、利用者が自立した生活ができるよう、早期の対応が必要とされる業務（非常時優先業務）を適切に実施する体制を確保するために、必要な資源（人員、設備、資機材等）や対策を事前に定めて災害発生後の業務継続に万全を期すことを目指す。
- 3 平常時から地域の多職種連携や住民の助け合いの強化を目指していく。利用者を含めた家族や地域の関係者と、平常時から災害時の課題や対応方法を共有するネットワーク体制づくりの推進役となる。

BCP の発動基準、発動者、対応拠点

自然災害の場合の発動基準

地 震 ; 「事業所市町村内で震度 5 強以上」又は「県内で震度 6 弱以上」の大規模な地震が発生した場合（連絡が取れない場合は参集ルールとする）

台風・豪雨 ; 事業所所在地、近隣に被害（土砂崩れ・河川の洪水・浸水被害等）が生じた場合

竜 巻 ; 事業所所在地、近隣に竜巻が発生した場合

火 災 ; 事業所で火災が発生した場合

津 波 ; 津波発生のおそれがある場合（津波警報発令時）

豪 雪 ; 降雪により、交通網や公共交通機関が稼働しなくなった場合
* 管理者により、基準を満たさない場合であっても、被害状況により発動する

統括責任者	宮本 浩
統括責任者代理	本谷 忍
統括責任者代理	松原 恵子

1 総論

(1) 計画の目標

- 1 災害発生時における利用者の安全を守るとともに職員の安全も守る。被災した利用者の生活を守るために、まずは職員の家族を含めた安全対策を行う。
- 2 災害発生時後も途切れることなく、サービスを安定的に提供する。災害時であっても、利用者が自立した生活ができるように支援するという地域包括支援センターの仕事は変わらない。早期の対応が必要とされる業務（非常時優先業務）を適切に実施する体制を確保するために、必要な資源（人員、設備、資機材等）や対策を事前に定めて災害発生後の業務継続に万全を期すことを目指す。
- 3 平常時から地域の多職種連携や住民の助け合いの強化を目指す。利用者を含めた家族や地域の関係者と平常時から災害時の課題や対応方法を共有するネットワーク体制づくりの推進役となる。

(2) 計画の基本方針

災害発生時には次の方針に基づき業務を継続する。

- 1 自分の命も含めて人命の保護を最優先する。利用者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を最優先業務とする。
- 2 安全確保を図り、業務資源の復旧に応じて、順次、早期に再開を目指す。
- 3 平常時から法人、筑波圏域の関係機関等と連携し、利用者ごとの災害時の課題に向けた対策を行い、災害発生時には優先順位の高い人から安否確認を行うなど必要な支援を行っていく。

2 リスクの把握

(1) ハザードマップなどの確認

事業所が所属する地域や利用者が存在する地域（活動地域）の自治体が公表しているハザードマップ（地震・津波・土砂災害・風水害）などを確認し、これらの災害リスクを把握した上で、対策を検討する。また、ハザードマップは常に最新のものを事業継続計画のファイルに入れておく。

(2) 被災想定・・・自治体公表の被災想定

【茨城県公表のつくば市における被災想定】

茨城県南部の地震（等施設と震源が最も近い。被害は冬の夕方を想定）

① 震度；6強

② 建物；液状化（全壊10、半壊40）揺れ（全壊300、半壊3,000）

土砂災害（全壊半壊ともにわずか）火災（焼失490）

③ 人的被害；死者20人、負傷者360人・・・ほとんどが建物崩壊によるもの

④ ライフライン被害及び通院施設被害

	被災直後	被災1日後	被災3日後	被災1週間後
電力	95%	81%	40%	0%
停電率				
上水道	97%	88%	23%	3%
断水率				
下水道	95%	81%	0%	0%
機能支障率				
固定電話	95%	80%	20%	0%
不通回線率				
携帯電話	—	B	—	—
不通ランク				

*携帯電話の不通ランク A;非常につながりにくい。;B やや繋がりにくい。

C;繋がりにくい。—；不通無

【自法人で予想される影響】

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
電力	自家発電		復旧	⇒	⇒	⇒	⇒
EV	使用不可		復旧	⇒	⇒	⇒	⇒
飲料水	備蓄、給水				復旧	⇒	⇒
生活用水	受水槽、井戸水				復旧	⇒	⇒
ガス	水谷石油との協定に基づく供給						
固定電話	不通			復旧	⇒	⇒	⇒
携帯電話	—	不通	復旧	⇒	⇒	⇒	⇒

3 優先業務の選定

(1) 発生直後の業務

業 務	実 施 内 容	必 要 資 源
火災対応、避難誘導	恵愛会消防計画による	在所職員・法人職員
災害や周辺被害の情報収取	発生直後直ちに確認	ラジオ・携帯電話等の災害情報アプリ
建物・敷地等の安全確認 物的被害状況確認。人的被害状況・代替措置の決定	発生直後直ちに確認 被害箇所は4方向からの撮影	在所職員 法人職員 カメラ
電気・上下水道・ガス・通信・ 消防・空調・ボイラー設備等の 被害確認・代替措置の決定	発生直後直ちに確認 被害箇所は4方向からの撮影	在所職員 法人職員
周辺環境の安全確認・被害・道路使用 状況確認	身の回りの安全確保・家族の安否が確認出来た後に対応	法人自転車

(2) 支援・介護業務他の継続する優先

所業業務	業務内容	業務に従事できる人			備考
		3人	2人	1人	
総合相談業務	相談受付・対応	○	○	○	
権利擁護業務	成年後見・虐待・消費者被害	○	○	—	市包括へ応援要請
包括的・継続的ケア マネジメント業務	個別指導・相談・困難事例 への指導・助言	○	○	—	地域の主任CMへ応援要請
総合事業・予防ケア マネジメント業務	契約・請求等	○	○	—	
地域ケア会議	ケア会議の開催	○	○	—	市包括へ相談
利用者の安否確認	定期訪問 問題ケースへの訪問	○	○	—	優先順位を考慮
(その他)					
訪問相談	自宅へ訪問しての相談	○	○	—	
来所相談	事務所へ来所しての相談	○	○	○	
市主催への会議参加	市で行う会議への参加	○	—	—	
法人への会議参加		○	—	—	

* 安否確認の優先順位及び利用者一人ひとりの緊急対応や災害対応については、災害時対応マニュアルに準じる。

4 職員研修と訓練、BCP 検証・見直し

(1) 職員への教育と訓練は、下記により実施する。

区分	項目	目標	対象者	時期等
研修	災害について（一般的知識） 事業継続計画	想定される災害知識の習得 家庭での防災対策計画 連絡方法の周知	全職員	2/年
研修 演習	災害時リスクマネジメント	利用者一覧表や優先順位の高い利用者 情報の見直し 職員間の連絡方法訓練		1/年
訓練	災害時机上訓練	防災マニュアル・BCP周知 発災時のシュミレーション訓練 多職種連携・災害時ネットワーク強化		

(2) BCP 検証・見直しは以下のとおり行う。

- ・発災時のシミュレーション訓練等を通して、計画通りに実施できるのか、検証していく。
- ・現実的な計画とするために、年に1回以上は見直しを行う。
- ・計画が改訂された場合には、その都度、職員への周知を行っていく。

5 平常時からの備え

(1) 平常時から災害対策に向けて以下のことについて取り組みを行っていく。

- ア 災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ担当する居宅介護支援事業所での検討の上、利用者台帳において情報がわかるようにしておく。支援の優先順位が高い利用者は、委託包括支援センターと情報共有しておく。緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。避難先において薬剤情報が参照できるよう、利用者に対し、お薬手帳を持参をするよう呼び掛けていく。
- イ 地域の避難方法や避難場所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、民生委員、自治会等）と関係を構築する。その上で、災害に伴い発生する、安否確認や支援が適切に対応できるよう。市包括支援課、居宅介護支援事業所、関係機関と事前に検討・調整を行う。
- ウ 居宅介護支援事業所等の介護支援専門員がケアプラン上で、生活課題に対する必要な地域の助け合いを支援に加える際、平時から地域と連携が進むよう、地区の民生委員や自治会長等と面識を持ち、緊急時には遠慮なく連絡が取れるといった顔の見える関係づくりなどを進めていく。

エ 地域の防災情報の把握と情報の共有

(ア) 災害危険区域に居住する利用者の災害時の避難場所や地域の防災情報の収集方法、被害状況の報告方法、耐震診断や家具の転倒防止金具の取り付け等の情報を収集すると共に、つくば市の災害対策や災害発生時の連絡窓口、市包括支援課などと情報を共有する。

(イ) 担当利用者の避難先や避難経路、避難方法を利用者・利用者家族・避難支援者（災害時要配慮者避難計画等）、利用しているサービス事業者等と確認し合い、情報を共有しておく。なお、医療依存度が高いものや介護者が不在になった場合、避難状況が長期にわたる場合などには、医療機関や福祉施設も含め、避難先をあらかじめ確認しておく。

(2) 建物や事務所の安全確保

ア 事務所内のキャビネットは転倒防止措置設置済であり、防災対策は出来ている。

イ 不安定な物品の積み上げをせず、日ごろから整理整頓を行う。また、消火器等の設置点検・設備場所の確認をする。

○ 事業所の構造や安全対策

建物の構造	地上1階 鉄筋
建物の現状	耐震基準を満たしている キャビネットの転倒防止措置設置済
発災時に想定される被害や対応策	大きな被害の想定はない。水害危険地域ではない。 法人の協力あり。

(3) ライフライン停止時の対策の検討

ライフラインが停止した際の対処方法を復旧の目途を考慮し、必要な物品を確保する。

〈ライフライン停止時に必要な備品等〉

通信	情報収集；手回し充電式ラジオ、スマホのWeb 情報提供；メール・FAX・電話 スマホの充電器；電池式・ソーラーパネル等の準備
電気	法人自家発電利用
食料品 飲水	法人・ウォーターサーバー
トイレ	生活用水確保

(4) 地域への移動手段の確保

ア 自動車での移動が困難な場合、自転車を利用。

イ 平時からガソリンなどの燃料補充は半分以上にしないなど、発災時に備えておく。

(5) その他の必要備品の確保

看護・衛生用品	救急箱・体温計・血圧計・酸素飽和度測定器・マスク ウェットティッシュ・ティッシュ・ディスポ手袋 フェイスシールド・ゴーグル・ガウン・保冷剤等
暖房機器	毛布・使い捨てカイロ・保温アルミシート
その他日用品	ブルーシート・ポリ袋・ポリタンク・作業用手袋

6 職員間・関係機関との連絡体制の確立

(1) 利用者や家族との連絡体制

必要に応じ利用者家族等の緊急時の連絡先等を、関係者間で共有していき、早急に連絡ができる体制をとっておく。

(2) 職員間や関係する団体・機関との連絡体制

職員間では、自宅・携帯番号・メールアドレスなどを記した緊急連絡網の作成の他、災害用伝言ダイヤルの活用（包括災害用対応マニュアル参照）、法人としてらくらく連絡網を用い、発災時には一斉の情報伝達体制を整える。又、筑波圏域居宅介護支援事業所間では、メールなどを利用し、情報の一斉送信・受信ができるよう体制を整備。

(3) 市包括支援課との連絡体制

利用者の安全確保を第一に必要な応急措置等を取った後に、被害の状況や必要な支援について市包括支援課へあらかじめ決めておいた情報伝達手段により連絡をとる。

* 市包括支援課との連絡方法

方法	メールまたはFAX
様式及び連絡先	決まった形式を利用する
時期	応急措置や避難などの必要な措置や手段を講じた後

* 連絡の内容

地震により被害が発生した場合 (地震の大きさに関係なく連絡)	地震の大きさに関係なく、次のような被害が発生した場合は、応急措置や避難等必要な手段を講じた後に、 被害の内容 を連絡する。 ○人的被害・・けが等の程度にかかわらず連絡する。 ○物的被害・・次のような被害は連絡する。 ・被害額が概ね10万円以上のもの ・断水、停電等の施設運営に重大な影響を及ぼすもの
大規模な地震が発生した場合	「施設の所在市町村内で震度5強以上」又は「県内で震度6弱以上」の大規模な地震が発生した場合には、応急措置や避難等必要な手段を講じた後に、 被害がない時にも連絡 する。

(4) 職員の行動基準

職員間の安否確認方法、参集基準、職場復帰等の判断基準は以下のとおり。

	就業中		就業時間外
	事業所内	事業所外	
初動対応と二次災害防止	自らと職員等の安全確保。二次災害に備える。	自らと利用者等の安全確保。乗車中は車を安全な場所へ移動、ラジオから情報を得る。2次災害に備える。	自らと家族等の安全確保。自宅の安全を確保し事務所の被災状況を把握。2次災害に備える。
安否確認と建物被害の把握と報告	・筑波包括災害時マニュアルに沿って安否確認、報告の実施。 ・情報を収集し、管理者は速やかに対策本部へ報告し、安否確認が出来ない職員に対しては、引き続き確認を継続し、その旨も報告。 ・けが人や建物被害等がある場合には市包括支援課へ報告する。		
自宅待機と職場復帰	・業務継続困難な場合等、対策本部の了解を得て、業務の中止・自宅待機の判断を行う。 ・自宅が被災した場合など、設置された避難所へ避難し、その旨も報告する。 ・職場復帰が可能となった場合は、速やかに職場復帰すべく努力する。		
備考	その他、詳細については筑波地域包括災害マニュアルに従う。		

7 発災時期における対応（災害発生直前からの対応）

時 期	内 容		備 考
平常時	日常点検 訓練/見直し 情報収集 情報共有		
直 後	命を守る行動（安全確保、避難）		
当 日	二次災害対応（避難場所の確保等）		○情報収集
3日目迄	生活困窮者の支援 *最低限のサービス	*決められた場所に自動参集 *災害状況の確認及び情報提供 *市包括支援課への連絡、情報交換 *最低限のサービス維持*施設・事業所間相互連携支援（情報共有） *筑波圏域居宅介護新事業所間情報共有	○支援体制確保（人員、物資等） ○情報共有 ○連携 ・法人・行政・警察・消防 ・地域医療・地域事業所 ○情報発信 ・利用者家族安否情報 ・施設、事業所情報
体制確保後	地域サービスの再建を確認しつつ、業務を順次再開		・定期的に安否確認
発生から 4日目～ 1か月	・地域に戻った利用者のモニタリングを実施 ・災害公営復興住宅に入居した人への集中的な見守りを実施 ・生活不活発病を予防 ・口腔ケアを実施		・仮設住宅等の解消に向けて、担当課と連絡を取りながら生活再建への方法を模索
2か月目以降	通常営業、業務		・申請代行などの支援・健康管理体制や生活不活発病・こころのケアの支援（専門医と連携等）
完全復旧 (平常移行)	評価/反省/見直し 備蓄品補充等		

8 その他

筑波地域包括支援センター災害時対応マニュアルを参照する事

9 被災状況報告書

〈勤務中に震度5強以上の地震が発生した場合に報告する〉

被災状況報告書			
送信先FAX番号；029-868-7638（つくば市包括支援課）			
従業員被害状況	従業員数	名	
	負傷者数	名	
	（詳細）		
建物被害状況	外観；		
	室内；		
	トイレ（室外）；		
設備等被害状況	電話	可 ・ 不可	
	携帯電話	可 ・ 不可	
	F A X	可 ・ 不可	
	パソコン（利用可能台数）		
	・ デスクトップ	/3台中	
	・ ノート	/3台中	
	車両（利用可能台数）	車 /1台中	自転車 1/台中
ライフライン状況	電気	可 ・ 不可	
	水道	可 ・ 不可	
周辺の状況	火災	有 ・ 無	
	道路	通行可 ・ 通行不可	
事業継続	可 ・ 不可		
来客者状況	有（負傷状況； ） ・ 無		
その他			
* 筑波地域包括支援センターよりつくば市包括支援課			